

料 金 表

au でんき供給約款（北陸電力・KDDI）（平成 29 年 11 月 8 日実施。以下「au でんき約款」といいます。なお、au でんき約款が変更となった場合には、変更後の au でんき約款といたします。）における、電気料金およびその請求等の条件についてはこの料金表において、KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）が定めます。

1 契約種別

この料金表の契約種別は、でんきMプラン（北陸D）およびでんきLプラン（北陸D）といたします。

1-1 でんきMプラン（北陸D）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

ロ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10 アンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、北陸電力の供給設備の状況等から北陸電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、北陸電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

au でんき約款 9（供給電気方式、供給電圧および周波数）（1）によります。

(3) 契約電流

au でんき約款 5（契約電流および契約容量）（1）によります。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および 11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、12(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、12（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払を要する額は、料金（11[再生可能エネルギー発電促進賦課金](3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いたもの）に、これにかかる消費税および地方消費税相当額、ならびに 11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算した額とします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | 税抜額 |
|--------------|--------------|
| 契約電流 10 アンペア | 220 円 00 銭 |
| 契約電流 15 アンペア | 330 円 00 銭 |
| 契約電流 20 アンペア | 440 円 00 銭 |
| 契約電流 30 アンペア | 660 円 00 銭 |
| 契約電流 40 アンペア | 880 円 00 銭 |
| 契約電流 50 アンペア | 1,100 円 00 銭 |
| 契約電流 60 アンペア | 1,320 円 00 銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | 税抜額 |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 16 円 22 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 19 円 75 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 21 円 31 銭 |

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、次の最低月額料金および料金 11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

| | 税抜額 |
|---------|------------|
| 1 契約につき | 164 円 88 銭 |

1-2 でんきLプラン（北陸D）

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- ロ 1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する需要とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、北陸電力の供給設備の状況等から北陸電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イに該当し、かつ、ロの契約容量と契約電力と

の合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、北陸電力は、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

au でんき約款 9（供給電気方式、供給電圧および周波数）（2）によります。

(3) 契約容量

au でんき約款 5（契約電流および契約容量）（2）によります。契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、au でんき約款別表 2（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、北陸電力または KDDI は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金、および 11（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合は、12（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、12（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合は、12（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。料金について支払いを要する額は、料金および料金（11〔再生可能エネルギー発電促進賦課金〕によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）にかかる消費税および地方消費税相当額の合計といたします。

イ 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | 税抜額 |
|-------------------|----------|
| 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 220円 00銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

| | 税抜額 |
|---|-----------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 16 円 22 銭 |
| 120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 19 円 75 銭 |
| 300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 21 円 31 銭 |

2 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。

3 料金の算定期間

料金の算定期間は、1の暦月の起算日（KDDIが定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の暦月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、1の暦月の起算日から消滅日の前日までの期間といたします。

4 料金の算定

料金は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。

5 日割計算

- (1) KDDIは、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金または最低月額料金は、6（日割計算の基本算式）(1)により日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて6（日割計算の基本算式）(3)により算定いたします。ただし、電力量区分については、6（日割計算の基本算式）(2)により日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて6（日割計算の基本算式）(4)により算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。
- (2) 4（料金の算定）により日割計算をするときは、日割計算対象日数には電気の供給を開始した日を含み、需給契約が消滅した日を除きます。
- (3) auでんき約款8（需給契約の成立および契約期間）(2)ロによりこの料金表による契約が同一条件で継続される場合は、料金の算定上、需給契約の消滅とみなしません。

6 日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 基本料金、最低月額料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

- (2) でんきMプラン（北陸D）およびでんきLプラン（北陸D）の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第 1 段階料金適用電力量とは、最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第 2 段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

なお、第 2 段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

- (3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (4) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- (5) (2)の場合、その単位は 1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

7 料金等の支払義務、支払期日および支払方法

- (1) 料金その他の au でんき約款および料金表によって KDDI に支払いを要することとなったお客さまの債務（ただし、工事費負担金その他を除きます。以下「料金等」といいます。）については、KDDI が定める期日（以下「支払期日」といいます。）までに、次のいずれかの方法により支払っていただきます。ただし、お客さまにやむをえない事情があり、イまたはロによりがたい場合（イまたはロによる支払いを開始するために必要な手続きが完了していない場合を含みます。）には、KDDI が指定した様式によって、KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等を通じて料金等を払い込み（以下「振込払い」といいます。）により支払っていただきます。

なお、振込払いの場合またはイに該当するお客さまが希望され KDDI が請求書等を書面により発行する場合には、KDDI は、KDDI が別に定める発行手数料および支払手数料等を申し受けます。

イ KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが指定する口座から KDDI の口座へ毎月継続して料金等を振り替える方法（以下「口座振替」といいます。）

ロ KDDI が指定した金融機関等を通じて、お客さまが KDDI の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金等を立替えさせる方法（以下「クレジットカード払い」といいます。）

- (2) (1)において、料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 料金等について、KDDI は、KDDI に特別の事情がある場合は、お客さまの承諾をえて、KDDI の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (4) 料金等は、次のときに KDDI に対する支払いがなされたものといたします。

イ 口座振替により支払われる場合は、料金等がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ クレジットカード払いにより支払われる場合は、料金等がそのクレジット会社により KDDI が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

ハ 振込払いにより支払われる場合は、料金等が KDDI が指定したサービス取扱所または金融機関等に払い込まれたとき。

8 最低利用期間

- (1) でんきMプラン（北陸D）およびでんきLプラン（北陸D）には最低利用期間があります。最低利用期間は 2（料金の適用開始の時期）で定める料金の適用開始日から起算して 1 年間といたします。
- (2) (1)で定める最低利用期間内に、需給契約の消滅があった場合には、KDDI が定める期日までに以下の額（以下「解約違約金」といいます。）を支払っていただきます。解約違約金について支払いを要する額は、解約違約金に消費税および地方消費税相当額を加算した額とします。

| | |
|-------|---------|
| | 税抜額 |
| 解約違約金 | 2,000 円 |

- (3) KDDI は、KDDI が別に定めるところにより、(2)に定める解約違約金の適用を除外し、またはその金額を減額して適用することがあります。

9 延滞利息

お客さまは、料金等の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の KDDI が定める日数について年 14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）で計算して得た額を延滞利息として、KDDI が指定する期日までに支払っていただきます。

10 違約金

- (1) お客さまが au でんき約款 30（供給の停止）(2)もしくはハまたは au でんき約款 40（解約等）(2)に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、KDDI は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けることがあります。
- (2) (1)の免れた金額は、au でんき約款および料金表に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、KDDI が決定した期間といたします。

11 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価
再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する

特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、KDDIは、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめKDDIの指定するホームページで公開いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

なお、検針日とは、原則として北陸電力が検針を行なった日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、4月については、検針日の前日までの使用電力量および検針日以降の使用電力量にそれぞれの再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用し、合算して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまからKDDIにその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

12 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2303$$

$$\beta = 1.1441$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (21,900 \text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 21,900 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 21,900 \text{円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間 | 燃料費調整単価適用期間 |
|----------------------------|---------------------------|
| 毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 | 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 |
| 毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 | 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 |
| 毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 | 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 |
| 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間 | 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 |
| 毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間 | 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 |

| | |
|---|---|
| 毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間 | 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 |
| 毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間 | 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 |
| 毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間 | 翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間 |
| 毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間 | 翌年の 2 月 1 日から 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は翌年の 2 月 29 日までの期間） |
| 毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間 | 翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間 |
| 毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間 | 翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間 |
| 毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間） | 翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間 |

二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします。

| | |
|-------------|----------|
| | 税抜額 |
| 1 キロワット時につき | 14 銭 6 厘 |

(3) 燃料費調整単価等の掲示

KDDI は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)□によって燃料費調整単価を算定します。燃料費調整単価は KDDI の指定するホームページで公開いたします。

13 契約者等に係る情報の利用

KDDI が適法かつ公正な手段により取得した個人情報は、KDDI が公表するプライバシーポリシーに従って適正に取り扱うものとします。

<http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/>

附 則

1 この料金表の実施期日

この au でんき料金表は、平成 30 年 4 月 1 日から実施いたします。